別　紙

令和　　年　　月　　日

東北税理士会

　会 長 　木　口　　　隆　　殿

支部名　　　　　　支部

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

令和元年台風19号等豪雨災害に係る被災状況について

この度の台風19号等による水害の被害状況について、下記のとおり提出します。

　　※該当する□に✔を記入願います。

　　　なお、人的被害の(　人)欄には、該当人数を記入願います。

１ 人的被害

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会  員  本  人 | □死亡  □行方不明  □重度障害  □重傷  □軽傷 | 配  偶  者 | □死亡  □行方不明  □重度障害  □重傷  □軽傷 | 生計を同じくする親族 | □死亡(　 人)  □行方不明(　 人)  □重度障害(　 人)  □重傷(　 人)  □軽傷(　 人) | 事  務  所  職  員 | □死亡(　 人)  □行方不明(　 人)  □重度障害(　 人)  □重傷(　 人)  □軽傷(　 人) |

２ 物的被害

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 損壊の程度等 | 附　　記　　事　　項 | | | 推定被害金額 |
| 事 務 所 | □ 全　　　壊  □ 大規模半壊  □ 半　　　壊  □ 一部損壊 |  | | | 万円 |
| □ 床上浸水(　 m)  □ 床下浸水 |
| 自宅 | □ 全　　　壊  □ 大規模半壊  □ 半　　　壊  □ 一部損壊 |  | | |  |
| □ 床上浸水(　 m)  □ 床下浸水 |
| 備品･器具 | □ 全　　　壊  □ 大規模半壊  □ 半　　　壊  □ 一部損壊 |  | | |  |
| 車輌 | 会員の事業用車輌で被災を受けた車輌の有・無 | | □廃車  □一部損壊 | 推定被害金額  　　　　　　　　　万円 | |

(注)１　｢１ 人的被害｣の区分及び｢２ 物的被害｣の損壊の程度等の区分については、別表の日税連基準を参考に記入する。

　　２　備品・器具については、建物の損壊程度に準拠し、事務所の器具・備品のみ調理する。

―　ＦＡＸ番号　０２２－２９３－６７３１　―

別表　被災状況判断基準

|  |  |
| --- | --- |
| 被害種類 | 基　　　　　　　　準 |
| 死亡 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの |
| 行方不明 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの |
| 重度障害 | 当該災害による負傷、疾病により、次に掲げる精神又は身体に著しい障害が出たもの  １．両眼が失明した者  ２．咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者  ３．神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者  ４．胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者  ５．両上肢をひじ関節以上で失った者  ６．両上肢の用を全廃した者  ７．両下肢をひざ関節以上で失った者  ８．両下肢の用を全廃した者  ９．精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる者 |
| 重傷 | 当該災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、１月以上の治療を要する見込みのもの |
| 軽傷 | 当該災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、１月未満で治療できる見込みのもの |
| 全壊 | 建物全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、またはその損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度のもの、または建物の主要な構成要素の経済的被害を全体に占める損害割合で表し、その損害割合が50%以上に達した程度のもの  ＜状態＞（例示）  ・２階の屋根が接地、完全に瓦礫化  ・内部空間の著しい欠損  ・柱・梁の破壊（内部空間の欠損） |
| 大規模  半壊 | 建物が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該建物に滞在することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその延床面積の50%以上70%未満のもの、または建物の主要な構成要素の経済的被害を全体に占める損害割合で表し、その損害割合が40%以上50%未満のもの  ＜状態＞（例示）  ・壁等の一部が破壊（内部空間の欠損なし） |
| 半壊 | 建物の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその延床面積の20%以上70%未満のもの、または建物の主要な構成要素の経済的被害を全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のもの  ＜状態＞（例示）  ・屋根瓦・壁面モルタル等の大幅な剥落 |
| 一部損壊 | 建物に一部損壊があるが、半壊の基準に満たないもの  ＜状態＞（例示）  ・壁面亀裂、外装材の若干の剥落 |